

# 宮崎市電子入札実施要領

(電子入札システム執行案件)

平成24年 1月20日伺定め

平成26年 3月28日改正

平成28年10月 1日改正

平成29年 4月 1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、宮崎市財務規則（平成元年規則第1号。以下「規則」という。）第124条の2第3項（第132条の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、本市における入札を電子入札システムにより行う場合の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、別に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子入札システム

建設工事並びに測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及び建築設計業務等において、入札に係る手続のうち、入札案件の登録から入札、落札者の決定までの一連の事務をコンピュータ及びインターネットを使用して処理する電子処理組織をいう。

(2) 入札情報サービスシステム

発注の見通し、発注情報、入札・契約結果に関する情報等をインターネット上に公開するとともに、入札参加者による設計図書等のダウンロードを可能にするシステムをいう。

(3) 電子入札

本市が電子入札システムを使用して執行する入札事務をいう。

(4) 電子見積り合わせ

本市が電子入札システムを使用して執行する電子見積り合わせをいう。

(条件付一般競争入札の公告)

第3条 この要領における条件付一般競争入札の公告は、宮崎市条件付一般競争入札に関する要綱（平成28年告示第123号。以下「要綱」という。）第9条の規定により行うものとする。

(指名競争入札の指名通知)

第4条 この要領における指名競争入札の指名通知は、電子入札システムにより指名競争入札通知書（様式第1号）を送付して行うものとする。

2 市長は、電子入札システムにより指名通知を行うことが困難な場合には、書面により行うことができる。

(入札参加心得)

第5条 市長は、入札参加者に対して、宮崎市電子入札参加心得により電子入札において遵守しなければならない事項について確認させるものとする。

(設計図書等の閲覧)

第6条 入札対象工事設計図書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、要綱第11条第4項の規定により行うものとする。ただし、指名競争入札における設計図書等の提供方法は、入札情報サービスシステムにより行うものとする。

(設計図書等に関する質問及び回答)

第7条 設計図書等に関する質問及び回答は、要綱第12条の規定により行うものとする。ただし、指名競争入札における質問及び回答は、入札情報サービスシステムにより行うものとする。

(入札参加届出)

第8条 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムにより要綱第11条第1項に規定する指定の期日までに入札参加届出書(入札参加資格確認申請書)(様式第2号)を提出するものとする。

2 要綱第4条第1号に規定する条件付一般競争入札に参加しようとする者(以下「事前審査型一般競争入札の参加申込者」という。)は、前項に規定するもののほか、要綱第11条第1項各号に掲げる書類を電子入札システムにより電子ファイルで提出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、紙により提出するものとする。

(1) 電子ファイルの容量が3メガバイトを超える場合

(2) 市長が紙による提出を指示した場合

3 市長は、第1項に規定する入札参加届出書(入札参加資格確認申請書)が提出された場合、電子入札システムにより入札参加届出書受付書(入札参加資格確認申請書受付通知書)(様式第3号)を送付するものとする。

4 市長は、事前審査型一般競争入札の参加申込者の入札参加資格を確認した場合、電子入札システムにより入札参加届出書受理通知書(入札参加資格確認結果通知書)(様式第4号)を送付するものとする。

5 市長は、条件付一般競争入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合、第1項の規定にかかわらず、入札参加届出書を書面により提出させることができる。なお、この場合、第1項と同じ期日までに入札参加届出書を提出するものとする。

(1) コンピュータ若しくはインターネットの不具合又はICカードの破損等により電子入札の続行が困難である場合

(2) 市長が書面による提出を指示した場合

(3) その他やむを得ない事由があると認められる場合

(予定価格の登録)

第9条 市長は、開札の前に規則第127条に規定する予定価格を電子入札システムに記録するものとする。

(入札書)

第10条 規則第124条の2第2項に規定する指定のファイルは入札書(様式第5号)とし、入札参加者が電子入札システムにより本市のコンピュータに備えられた入札書に入札金額その他所定の情報を記録することにより、入札書が提出されたものとする。

2 入札期間は、第3条に規定する公告又は第4条に規定する指名通知により市長があらかじめ指定した期間(以下「提出期間」という。)とする。

3 入札書の提出時点は、第1項に規定する記録がなされた時点とする。

4 市長は、第1項の規定による記録がなされたときは、電子入札システムにより入札書受付確認通知書(様式第6号)を送付するとともに、入札書の提出期間経過後に電子入札システムにより入札書受付締切通知書(様式第7号)を送付するものとする。

5 第3項の規定は、申請、届出その他の提出時点について準用する。

(工事費内訳書)

第11条 市長は、工事費内訳書の提出が必要な対象工事について電子入札を実施する場合、前条に規定する入札書への記録を行う際に電子入札システムにより工事費内訳書を提出させるものとする。

(書面による入札)

第12条 市長は、第8条第5項各号のいずれかに該当する場合、入札書を書面により提出させること(以下「紙入札(書面による入札)」という。)ができる。なお、この場合、規則第124条に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(入札の辞退)

第 13 条 入札参加者は、入札書を提出する前は、当該入札をいつでも辞退することができる。

2 入札参加者は、前項の規定により当該入札を辞退する場合は、電子入札システムにより辞退届（様式第 8 号）を提出しなければならない。ただし、やむを得ないと認められる場合には、書面による辞退届（様式第 8 号の 2）を提出させることができる。

3 市長は、前項に規定する辞退届が提出されたときは、電子入札システムにより辞退届受付確認通知書（様式第 9 号）を送付するものとする。

4 第 10 条第 2 項に規定する提出期間に同条第 1 項に規定する入札書の提出が確認できない場合は、入札参加者が当該入札を辞退したものとみなす。

5 市長は、入札参加者のうち入札書を提出した後に当該入札の参加資格を失った者について、電子入札システムに入札無効の登録をするものとする。

（現場説明会）

第 14 条 特に必要がある場合を除き、現場説明会は行わないものとする。

（開札）

第 15 条 市長は、第 12 条の規定により紙入札（書面による入札）を行う入札参加者がいる場合には、提出期間経過後で予定価格を登録する前に当該書面による入札書に記載された入札金額を電子入札システムに記録するものとする。

2 市長は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 10 第 2 項（令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設定したときは、開札の前に電子入札システムに記録するものとする。

3 紙入札（書面による入札）を行う入札参加者は、原則として開札に立ち会うものとする。

（入札の執行取消）

第 16 条 市長は、入札締切前に入札の執行を取り消す場合は、中止通知書（様式第 10 号）を、電子入札システムにより次に掲げる者（この条において「入札参加者」という。）に送付するものとする。

（1）条件付一般競争入札にあつては、入札参加届出書を提出した者。

（2）指名競争入札にあつては、指名競争入札通知書を送付した者。

2 市長は、入札締切後に入札の執行を取り消す場合は、入札（見積合わせ）執行取消通知書（様式第 10 号の 2）を、電子入札システムにより入札参加者に送付するものとする。

（再度の入札）

第 17 条 市長は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がなく、落札者となるべき者がいなかったときは、再度の入札を行うことができる。

2 再度の入札の実施にあつては、電子入札システムにより再入札通知書（様式第 11 号）を送付し、入札参加者に再入札書（様式第 12 号）を提出させるものとする。

3 再度の入札の回数は、原則 1 回までとする。

4 市長は、初回の入札に参加しなかった者及び初回の入札が無効となった者を再度の入札に参加させないものとし、その旨を入札参加者に明らかにしておかなければならない。

（落札）

第 18 条 市長は、落札者が決定した場合、電子入札システムにより落札決定通知書（様式第 13 号）を送付するものとする。

2 市長は、落札者の決定を保留する場合（条件付一般競争入札において資格審査のために決定を保留する場合を除く。）、電子入札システムにより落札決定保留通知書（様式第 14 号）を送付するものとする。

（最低額の同価の取扱い）

第 19 条 市長は、落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、令第 167 条の 9（令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）に規定するくじ引きを電子入札システムにより行うものとする。

2 前項に規定する電子入札システムによるくじ引きが困難な場合には、市長が指定する場所及び日時において、電子入札システム以外の方法によりくじ引きを行うものとする。

(開札承認登録)

第20条 市長は、開札承認結果(様式第15号)により入札の経過を明らかにしておくものとする。

2 前項の規定による開札承認結果は、規則第59条に規定する支出負担行為に必要な入札書とみなすものとする。

(入札の効力)

第21条 市長は、規則第125条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする旨を入札参加者に明らかにしておかなければならない。

(1) 第12条の規定によることなく紙入札(書面による入札)をした入札

(2) 同一の案件において電子入札システムによる入札と紙入札(書面による入札)の双方を行った入札

(3) その他入札に関する条件に違反した入札

(電子見積合わせ)

第22条 電子入札システムを使用して行う電子見積合わせについては、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年1月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日以降から施行する。ただし、本施行日前に入札公告を行った案件については、この限りではない。